

違法な生活保護費減額による被害の
速やかな回復を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年6月、最高裁判所によって、生活保護のうち食費、光熱費等の生活費に係る、生活扶助基準の引下げを違法とする判決が下され、国は、その判断過程に裁量権の範囲の逸脱及び乱用があったとして責任を問われた。

しかし、未だに同訴訟の原告らへの救済措置は取られておらず、今もなお、生活保護利用者が不適切な基準の下での生活を強いられていることは、違法状態の放置と言わざるを得ない。

生活保護制度は、国民の生命を守る最後のセーフティネットとしての役割を果たすことから、恣意的な減額は断じて認められず、損なわれた信頼関係の再構築に向けては、政府による誠実な対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、個人の尊厳を守り、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、誤りを認めた上で、誠実に対応するとともに、違法な生活保護費減額による被害を速やかに回復するよう強く要請する。